各都道府県介護保険担当課（室）
各 介 護 保 険 関 係 団 体　御 中
←　厚生労働省　介護制度改革本部

介　護　制　度　改　革
INFORMATION

今回の内容

介護保険法等の一部改正（平成18年10月1日施行）
に係る実施内容について

計５４枚（本送信票除く）

vol.　１３３

平成１８年９月２９日

厚生労働省介護制度改革本部

貴都道府県内市町村及び関係諸団体に
速やかに送信いただきますよう
よろしくお願いいたします。

事　務　連　絡
平成１８年９月２９日

都道府県介護保険担当主管課（室）御中

厚生労働省老健局介護保険課

介護保険法等の一部改正（平成18年10月１日施行）に係る実施内容について

介護保険制度の円滑な推進について、種々ご尽力いただき厚くお礼申し上げます。

さて、本年１０月１日からの介護保険法等の一部を改正する法律（平成１７年法律第７７号）等の施行に伴い、年金保険者において特別徴収の対象者を年６回把握し、原則として、その半年後から特別徴収を行うこととしています。また、障害者自立支援法（平成１７年法律第１２３号）の施行に伴い、介護保険に関する適用除外施設に関する規定の整備等も併せて行うこととしています。ついては、今回の施行に係る介護保険法施行令及び介護保険施行規則の新旧対照表を添付しますので、ご査収ください。

なお、特別徴収の開始時期の複数化に係る改正については、別添のとおり施行に向けての事務処理スケジュール等、実施に当たり必要な情報を提供します。

つきましては、管内市町村等に周知していただき、資料を参考に事務を進めていただきますよう、格別のご配慮をよろしくお願い致します。

＜照会先＞
厚生労働省老健局介護保険課企画法令係
℡03－5253－1111（内線）2164

（別添）

特別徴収の開始時期の複数化について

○　本年１０月１日から、年金保険者は年金の受給月に合わせ、特別徴収の対象者を年６回（４月，６月，８月，１０月，１２月，２月）捕捉することとしている。（平成１８年１０月１日施行の介護保険法第１３４条第１項から第６項までに規定。）

○　これを受けて、特別徴収の開始時期も複数化される。具体的には、対象者として捕捉された月の半年後からの特別徴収開始（年６回）を原則とする。

　ただし、６月捕捉又は８月捕捉については、既に当該年度分の保険料額が確定し、普通徴収による納付書が発送されていることが考えられる。普通徴収と特別徴収の重複請求を回避するため、市町村の判断により年４回（４月，６月，８月，１０月）とすることも可能としているところ。（平成１８年１０月１日施行の介護保険法第１３５条第１項から第３項までに規定。）

＜留意点＞

・６月捕捉又は８月捕捉における特別徴収の開始時期（１２月又は２月）を延期する場合、翌年４月からの実施となる。（６月捕捉について翌年２月からの実施はない。）

・６月捕捉又は８月捕捉における特別徴収の開始時期を延期する場合、全ての対象者が延期されることとなる。（一部の者のみを延期する取扱いはない。）

○　実施内容については、平成１７年１２月１９日に開催した全国介護保険・老人保健事業担当課長会議資料（Ｐ１２３～Ｐ１３５）においてお示ししたところであるが、今般、施行に向けての事務処理スケジュール等をお示しする。

１．特別徴収の事務処理スケジュール

○　現行の４月捕捉（１０月開始）における年金保険者から市町村に対する通知、及び市町村から年金保険者への徴収依頼の通知については、従来どおりの期日とする。

○　法第１３４条第２項から第６項までに規定する新たな捕捉時期における各通知の期日については、年金保険者及び市町村の事務処理の負担を勘案するとともに、現行の仮徴収額の変更処理や被保険者資格得喪の月次処理を踏まえて設定している。（具体的なスケジュールについては次頁を参照。）

特別徴収の開始時期の複数化に伴う事務スケジュール

●社会保険庁・市町村間

対　象　者 （隔月捕捉）	徴収対象者の通知時期 〈年金保険者→市町村〉	徴収依頼の通知時期 〈市町村→年金保険者〉	特別徴収の開始月
4月捕捉（年次処理）	5月31日まで	7月27日まで	10月
6月捕捉	8月10日まで	10月20日まで	12月
8月捕捉	10月10日まで	12月20日まで	2月
10月捕捉	12月10日まで	2月20日まで	4月
12月捕捉	2月10日まで	4月20日まで	6月
2月捕捉	4月10日まで	6月20日まで	8月

●地方公務員共済組合連合会・市町村間

対　象　者 （隔月捕捉）	徴収対象者の通知時期 〈年金保険者→市町村〉	徴収依頼の通知時期 〈市町村→年金保険者〉	特別徴収の開始月
4月捕捉（年次処理）	5月31日まで	7月31日まで	10月
6月捕捉	8月25日まで	10月25日まで	12月
8月捕捉	10月25日まで	12月25日まで	2月
10月捕捉	12月25日まで	2月25日まで	4月
12月捕捉	2月25日まで	4月25日まで	6月
2月捕捉	4月25日まで	6月25日まで	8月

注1）点線の矢印については、市町村の判断により特別徴収の開始月を待機した場合のスケジュールを表す。

注2）通知期限日が行政機関の閉庁日の場合は、その前日となる。

注3）仮徴収額の変更に係る通知時期については下記のとおりとなる。

・市町村→社会保険庁　：6月仮徴収額の変更　4月20日まで　　8月仮徴収額の変更　6月20日まで

・市町村→地共済連合会：6月仮徴収額の変更　4月25日まで　　8月仮徴収額の変更　6月25日まで

２．特別徴収の対象となる年金額の見込額の算定方法

○　特別徴収の対象となる年金額（年額１８万円）の判定に当たり、法第１３４条第２項から第６項までに規定する新たな捕捉時期ごとに、年金保険者は１年間の受給額に相当する年金額（以下「年間受給相当額」という。）を算定する必要がある。

○　具体的には、捕捉された月の翌々月から翌年５月末（把握された月の翌々月が翌年となる場合は、同年５月末）までの間に支払を受けるべき老齢等年金給付の総額を、実際に年金を受け取る月数で除して得た額に１２を乗じて得た額を年間受給相当額とする。

（１）６月捕捉の場合
　　年間受給相当額＝８月１日から翌年５月３１日までに支払われる
　　年金額の総額（１０か月分）÷１０×１２
（２）８月捕捉の場合
　　年間受給相当額＝１０月１日から翌年５月３１日までに支払われる
　　年金額の総額（８か月分）÷８×１２
（３）１０月捕捉の場合
　　年間受給相当額＝１２月１日から翌年５月３１日までに支払われる
　　年金額の総額（６か月分）÷６×１２
（４）１２月捕捉の場合
　　年間受給相当額＝翌年２月１日から５月３１日までに支払われる
　　年金額の総額（４か月分）÷４×１２
（５）２月捕捉の場合
　　年間受給相当額＝翌年４月１日から５月３１日までに支払われる
　　年金額の総額（２か月分）÷２×１２

○　なお、年間受給相当額を算定した結果、１円未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た額を年間受給相当額とする。

３．支払回数割保険料額の見込額の算定方法

○　仮徴収（４月・６月・８月）から特別徴収が開始される場合、市町村は法第１３５条第３項に基づき、支払回数割保険料額の見込額を徴収することとしており、これを算定する必要がある。

○　具体的には、前年度の保険料額（年額）を１２か月（※）で除して得た額に、本年度仮徴収によって保険料を徴収する月数を乗じて得た額について、当該老齢等年金給付の支払回数（仮徴収が行われる期間に限る。）で除して得た額を、支払回数割保険料額の見込額とする。

（１）　４月から特別徴収が開始される場合
支払回数割保険料額の見込額
＝前年度の保険料額（年額）÷１２（※）×６÷３（４月１日から９月３０日までの間における当該老齢等年金給付の支払回数）

（２）　６月から特別徴収が開始される場合
支払回数割保険料額の見込額
＝前年度の保険料額（年額）÷１２（※）×４÷２（６月１日から９月３０日までの間における当該老齢等年金給付の支払回数）

（３）　８月から特別徴収が開始される場合
支払回数割保険料額の見込額
＝前年度の保険料額（年額）÷１２（※）×２÷１（８月１日から９月３０日までの間における当該老齢等年金給付の支払回数）

（※）１２とすることが適当でないと認められる市町村においては、１以上１２以下の範囲内において市町村が定める数とする。

○　現行制度の仮徴収と同様、６月及び８月の徴収額について、支払回数割保険料額の見込額によることが適当でないと認められる特別な事情がある場合においては、所得の状況その他の事情を勘案して市町村が定める額とすることができる。
　具体的には、上記（１）の６月及び８月の徴収額、（２）の８月の徴収額について、支払回数割保険料額の見込額にかかわらず、保険料額の引き上げ等の事情を勘案して市町村が設定することが可能である。

以　　上

介護保険法施行令の一部を改正する政令案新旧対照表

○　介護保険法施行令（平成十年政令第四百十二号）（抄）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
目次 第一章～第五章　（略） 第六章　保険料（第三十八条―第四十五条の七） 第七章～第九章　（略） 附則	目次 第一章～第五章　（略） 第六章　保険料（第三十八条―第四十五条の二） 第七章～第九章　（略） 附則
（法第八条第二項及び第八条の二第二項の政令で定める者） 第三条　法第八条第二項及び第八条の二第二項の政令で定める者は、次の各号に掲げる研修の課程を修了し、それぞれ当該各号に定める者から当該研修を修了した旨の証明書の交付を受けた者（以下この条において「養成研修修了者」という。）とする。 一　（略） 二　都道府県知事が指定する者（以下この条において「介護員養成研修事業者」という。）の行う研修であって厚生労働省令で定める基準に適合するものとして都道府県知事の指定を受けたもの（以下この条において「介護員養成研修」という。）　当該介護員養成研修事業者 ２～４　（略）	（法第八条第二項及び第八条の二第二項の政令で定める者） 第三条　法第八条第二項及び第八条の二第二項の政令で定める者は、次の各号に掲げる研修の課程を修了し、それぞれ当該各号に定める者から当該研修を修了した旨の証明書の交付を受けた者（以下この条において「養成研修修了者」という。）とする。 一　（略） 二　都道府県知事が指定する者（以下この条において「介護員養成研修事業者」という。）の行う研修であって厚生労働省令で定める基準に適合するものとして都道府県知事の指定を受けたもの（以下この条において「介護員養成研修」という。）　当該訪問介護員養成研修事業者 ２～４　（略）
（介護予防福祉用具購入費の支給額の合計額が支給限度額を超過する場合の当該支給額の算定方法） 第二十六条　法第五十六条第七項に規定する政令で定めるところにより算定した額は、現に法第八条の二第十三項に規定する特定介護予防福祉用具の購入に要した費用の額の百分の九十に相当する	（介護予防福祉用具購入費の支給額の合計額が支給限度額を超過する場合の当該支給額の算定方法） 第二十六条　法第五十六条第七項に規定する政令で定めるところにより算定した額は、現に法第八条の二第十三項に規定する特定介護予防福祉用具の購入に要した費用の額の百分の九十に相当する

額から、当該額を当該介護予防福祉用具の購入に係る介護予防福祉用具購入費として支給するものとした場合における同条第四項に規定する総額から同項に規定する百分の九十に相当する額を控除して得た額を控除して得た額とする。

（特別徴収の対象となる年金額）

第四十一条　法第百三十四条第一項第一号及び第二項から第六項までに規定する政令で定める額は、十八万円とする。

（特別徴収対象年金給付の順位）

第四十二条　法第百三十五条第六項の規定により、同一の同条第五項に規定する特別徴収対象被保険者について同条第六項に規定する特別徴収対象年金給付が二以上ある場合においては、次に掲げる順序に従い、先順位の老齢等年金給付（法第百三十一条に規定する老齢等年金給付をいう。以下この条において同じ。）について保険料を徴収させるものとする。ただし、新たに先順位となるべき老齢等年金給付を受ける権利の裁定を受け、当該老齢等年金給付の支払を受けることとなったときは、当該裁定のあった日の属する年度の翌年度の九月三十日までの間は、現に徴収させている当該老齢等年金給付について引き続き保険料を徴収させるものとする。

一～四十　（略）

（特別徴収対象被保険者が被保険者資格を喪失した場合等における市町村による通知に関する読替え）

第四十三条　法第百三十八条第二項（法第百四十条第三項において準用する場合を含む。）の規定による法第百三十六条第四項から第六項までの規定の準用については、同条第四項から第六項までの規定中「第一項」とあるのは「第百三十八条第一項（第百四十

額から、当該額を当該法第八条の二第十三項に規定する特定介護予防福祉用具の購入に係る介護予防福祉用具購入費として支給するものとした場合における同条第四項に規定する総額から同項に規定する百分の九十に相当する額を控除して得た額を控除して得た額とする。

（法第百三十四条第一項第一号の政令で定める額）

第四十一条　法第百三十四条第一項第一号の政令で定める額は、十八万円とする。

（特別徴収対象年金給付の順位）

第四十二条　法第百三十五条第三項の規定により、同一の同条第二項に規定する特別徴収対象被保険者について同条第三項に規定する特別徴収対象年金給付が二以上ある場合においては、次に掲げる順序に従い、先順位の老齢等年金給付（法第百三十一条に規定する老齢等年金給付をいう。）について保険料を徴収させるものとする。

一～四十　（略）

（特別徴収対象被保険者が被保険者資格を喪失した場合等における市町村による通知に関する読替え）

第四十三条　法第百三十八条第二項の規定による法第百三十六条第四項から第六項までの規定の準用については、同条第四項から第六項までの規定中「第一項」とあるのは「第百三十八条第一項」と、「当該年度の初日の属する年の七月三十一日までに」とある

条第三項において準用する場合を含む。）」と、「当該年度の初日の属する年の七月三十一日までに」とあるのは「特別徴収対象被保険者が被保険者資格を喪失した場合その他同項に規定する厚生労働省令で定める場合に該当するに至ったときは、速やかに」と読み替えるものとする。

（仮徴収に関する読替え）

第四十四条　法第百四十条第三項の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

法の規定中読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句（法第百四十条第一項の規定による特別徴収に係る場合）	読み替える字句（法第百四十条第二項の規定による特別徴収に係る場合）
第百三十六条第一項	第百三十四条第一項の規定による通知が行われた場合において、前条第一項並びに第五項及び第六項（同条第一項に係る部分に限る。）の規定により特別徴収の方法によって保険料を徴収しようとすると	第百四十条第一項の規定により特別徴収の方法によって保険料を徴収しようとする場合において	第百四十条第二項の規定により特別徴収の方法によって保険料を徴収しようとする場合において

のは「特別徴収対象被保険者が被保険者資格を喪失した場合その他同項に規定する厚生労働省令で定める場合に該当するに至ったときは、速やかに」と読み替えるものとする。

（仮徴収に関する読替え）

第四十四条　法第百四十条第三項の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

法の規定中読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句（法第百四十条第一項の規定による特別徴収に係る場合）	読み替える字句（法第百四十条第二項の規定による特別徴収に係る場合）
第百三十六条第一項	前条	第百四十条第一項	第百四十条第二項
	支払回数割保険料額	支払回数割保険料額に相当する額	支払回数割保険料額に相当する額（当該額によることが適当でないと認められる特別な事情がある場合においては、所得の状況その他

				第百三十六条第四項及び第五項
き	支払回数割保険料額	第一項	年の八月三十一日まで	第一項
	支払回数割保険料額に相当する額	第百四十条第三項において準用する第一項	年の前年の八月三十一日まで	第百四十条第三項において準用する第一
	支払回数割保険料額に相当する額（当該額によることが適当でないと認められる特別な事情がある場合においては、所得の状況その他の事情を勘案して市町村が定める額とする。以下同じ。）	第百四十条第三項において準用する第一項	年の四月二十日まで	第百四十条第三項において準用する第一

	第百三十六条第三項	第百三十六条第四項から第六項まで	第百三十七条第一項		第百三十七条第七項及び第百三十八条第一項	第百三十八条
	年の八月三十一日まで	年の七月三十一日まで	支払回数割保険料額	当該年の十月一日から翌年三月三十一日まで	支払回数割保険料額	特別徴収対象保
	年の前年の八月三十一日まで	年の前年の七月三十一日まで	支払回数割保険料額に相当する額	当該年度の初日からその日の属する年の五月三十一日まで	支払回数割保険料額に相当する額	第百四十条第
の事情を勘案して市町村が定める額とする。以下同じ。）	年の四月三十日まで	年の四月三十日まで	支払回数割保険料額に相当する額	当該年の六月一日から九月三十日まで	支払回数割保険料額に相当する額	第百四十条第

	年の七月三十一日まで	第一項	年の七月三十一日まで	前条第一項	支払回数割保険料額	当該年の十月一日から翌年三月三十一日まで	第百三十七条第一項
項	年の前年の七月三十一日まで	第百四十条第三項において準用する第一項	年の前年の七月三十一日まで	第百四十条第三項において準用する前条第一項	支払回数割保険料額に相当する額	当該年度の初日からその日の属する年の五月三十一日まで	
項	年の四月二十日まで	第百四十条第三項において準用する第一項	年の四月二十五日まで	第百四十条第三項において準用する前条第一項	支払回数割保険料額に相当する額	当該年の六月一日から九月三十日まで	
		第百三十六条第六項					

第三項	険料額	一項の規定により特別徴収の方法によって徴収する保険料額	二項の規定により特別徴収の方法によって徴収する保険料額

第百三十七条第二項	前項	第百四十条第三項において準用する前項	第百四十条第三項において準用する前項	第百四十条第三項において準用する前項	第百四十条第三項において準用する前項
第百三十七条第三項	第一項	第百四十条第三項において準用する第一項	第百四十条第三項において準用する第一項	第百四十条第三項において準用する第一項	第百四十条第三項において準用する第一項
第百三十七条第五項及び第六項	前項	第百四十条第三項において準用する前項	第百四十条第三項において準用する前項	第百四十条第三項において準用する前項	第百四十条第三項において準用する前項
第百三十七条第七項	第一項	第百四十条第三項において準用する第一項	支払回数割保険料額に相当する額	支払回数割保険料額に相当する額	支払回数割保険料額に相当する額
第百三十八条第一項	第百三十六条第一項	第百四十条第三項において準用する第百三十六条第一項	支払回数割保険料額	第百四十条第三項において準用する第百三十六条第一項	支払回数割保険料額に相当する額

	第百三十八条第二項	前項		
	第百三十八条第三項	第一項	特別徴収対象保険料額	第百三十八条第四項及び第百三十九条第三項
する額	第百四十条第三項において準用する前項	第百四十条第三項において準用する第一項	第百四十条第一項の規定により特別徴収の方法によって徴収する保険料額	第百四十条第三項において準用する前項
する額	第百四十条第三項において準用する前項	第百四十条第三項において準用する第一項	第百四十条第二項の規定により特別徴収の方法によって徴収する保険料額	第百四十条第三項において準用する前項

（四月一日後の事項の通知に係る特別徴収額の通知等の取扱い）

第四十五条の二　法第百三十六条から第百三十八条まで及び第百四十条の規定は、法第百三十四条第二項の規定による通知が行われた場合において、法第百三十五条第二項並びに第五項及び第六項（同条第二項に係る部分に限る。）の規定により特別徴収の方法によって保険料を徴収しようとするときに準用する。この場合に

おいて、次の表の上欄に掲げる法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第百三十六条第一項	第百三十四条第一項	前条第一項	同条第一項	第百三十四条第二項
			前条第二項	同条第二項
第百三十六条第二項	前項	から、前条第三項並びに第百四十条第一項及び第二項の規定により当該年の四月一日から九月三十日までの間に徴収される保険料額の合計額を控除して得た額を、当該年の十月一日	介護保険法施行令（以下「令」という。）第四十五条の二第一項において準用する前項	を、当該年の十二月一日
第百三十六条第三項	第一項		令第四十五条の二第一項において準用する第一項	八月三十一日
				十月二十日

第百三十六条第四項及び第五項	第一項	令第四十五条の二第一項において準用する第一項
	七月三十一日	十月二十日
第百三十六条第六項	第一項	令第四十五条の二第一項において準用する第一項
	七月三十一日	十月二十五日
第百三十七条第一項	前条第一項	令第四十五条の二第一項において準用する前条第一項
	十月一日	十二月一日
第百三十七条第二項	前項	令第四十五条の二第一項において準用する前項
第百三十七条第三項	第一項	令第四十五条の二第一項において準用する第一項
第百三十七条第五項及び第六項	前項	令第四十五条の二第一項において準用する前項
第百三十七条第七項	第一項	令第四十五条の二第一項において準用する第一項
第百三十八条	第百三十六条第一項	令第四十五条の二第一項

第一項	第百三十八条第二項	前項	これらの規定に関し必要な技術的読替えは、政令で定める	
において準用する第百三十六条第一項	令第四十五条の二第一項において準用する前項		第百三十六条第四項から第六項までの規定中「第一項」とあるのは「令第四十五条の二第一項において準用する第百三十八条第一項」と、「当該年度の初日の属する年の七月三十一日までに」とあるのは「特別徴収対象被保険者が被保険者資格を喪失した場合その他同項に規定する厚生労働省令で定める場合に該当するに至ったときは、速やかに」と読み替えるものとする	十月一日
		第百三十八条第三項	第一項	
	第百三十八条第四項		前項	
		第百四十条第		
	令第四十五条の二第一項において準用する前項	令第四十五条の二第一項において準用する第一項		十二月一日

一項	第百三十六条第一項	令第四十五条の二第一項において準用する第百三十六条第一項
第百四十条第二項	前項	令第四十五条の二第一項において準用する前項
第百四十条第三項	前二項	令第四十五条の二第一項において準用する前二項
第百四十条第四項	第一項	令第四十五条の二第一項において準用する第一項
	前項	令第四十五条の二第一項において準用する前項
	第二項	令第四十五条の二第一項において準用する第二項

2　前項において準用する法第百四十条第三項の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

法の規定中読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句（前項において準用する法第百四十条第一項の規定による特別徴収に係る場合	読み替える字句（前項において準用する法第百四十条第二項の規定による特別徴収に係る場合

第百三十六条第一項		
第百三十四条第一項の規定による通知が行われた場合において、前条第一項並びに第五項及び第六項（同条第一項に係る部分に限る。）の規定により特別徴収の方法によって保険料を徴収しようとするとき	支払回数割保険料額	
令第四十五条の二第一項において準用する第百四十条第一項の規定により特別徴収の方法によって保険料を徴収しようとする場合において	支払回数割保険料額に相当する額	）
令第四十五条の二第一項において準用する第百四十条第二項の規定により特別徴収の方法によって保険料を徴収しようとする場合において	支払回数割保険料額に相当する額（当該額によることが適当でないと認められる特別な事情がある場合においては、所得の状況その他の事情を勘案して市町村が定める額とす	）

	第百三十六条第三項	第一項	年の八月三十一日まで	令第四十五条の二第一項において準用する第一項	る。以下同じ。）
	第百三十六条第四項及び第五項	第一項	年の七月三十一日まで	令第四十五条の二第一項において準用する第一項	年の前年の七月三十一日まで
	第百三十六条第六項	第一項	年の七月三十一日まで	令第四十五条の二第一項において準用する第一項	年の前年の七月三十一日まで

第百三十七条第一項	前条第一項	支払回数割保険料額	当該年の十月一日から翌年三月三十一日まで	令第四十五条の二第一項において準用する前条第一項	令第四十五条の二第一項において準用する前条第一項
				支払回数割保険料額に相当する額	支払回数割保険料額に相当する額
				当該年度の初日からその日の属する年の五月三十一日まで	当該年の六月一日から九月三十日まで
第百三十七条第二項	前項			令第四十五条の二第一項において準用する前項	令第四十五条の二第一項において準用する前項
第百三十七条第三項	第一項			令第四十五条の二第一項において準用する第一項	令第四十五条の二第一項において準用する第一項
第百三十七条第五項及び第六項	前項			令第四十五条の二第一項において準用する前項	令第四十五条の二第一項において準用する前項

第百三十七条第七項	第一項	支払回数割保険料額	支払回数割保険料額に相当する額	令第四十五条の二第一項において準用する第一項	令第四十五条の二第一項において準用する第一項
第百三十八条第一項	第百三十六条第一項	支払回数割保険料額	支払回数割保険料額に相当する額	令第四十五条の二第一項において準用する第百三十六条第一項	令第四十五条の二第一項において準用する第百三十六条第一項
第百三十八条第二項	前項			令第四十五条の二第一項において準用する前項	令第四十五条の二第一項において準用する前項
第百三十八条第三項	第一項			令第四十五条の二第一項において準用する第一項	令第四十五条の二第一項において準用する第一項
	特別徴収対象保			令第四十五条	令第四十五条

第百三十八条第四項及び第百三十九条第三項		険料額
	前項	
	令第四十五条の二第一項において準用する前項	の二第一項において準用する第百四十条第一項の規定により特別徴収の方法によって徴収する保険料額
	令第四十五条の二第一項において準用する前項	の二第一項において準用する第百四十条第二項の規定により特別徴収の方法によって徴収する保険料額

第四十五条の三　法第百三十六条から第百三十八条まで及び第百四十条の規定は、法第百三十四条第三項の規定による通知が行われた場合において、法第百三十五条第二項並びに第五項及び第六項（同条第二項に係る部分に限る。）の規定により特別徴収の方法によって保険料を徴収しようとするときに準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第百三十六条第一項		
第百三十四条第一項	前条第一項	同条第一項
第百三十四条第三項	前条第二項	同条第二項

第百三十六条第二項	前項	から、前条第三項並びに第百四十条第一項及び第二項の規定により当該年の四月一日から九月三十日までの間に徴収される保険料額の合計額を控除して得た額を、当該年の十月一日から翌年	を、当該年の翌年の二月一日から	介護保険法施行令（以下「令」という。）第四十五条の三第一項において準用する前項	
第百三十六条第三項	第一項		令第四十五条の三第一項において準用する第一項	十二月二十日	
第百三十六条第四項及び第五項	第一項		令第四十五条の三第一項において準用する第一項	十二月二十日	
第百三十六条第六項	第一項		令第四十五条の三第一項において準用する第一項	十二月二十五日	
	七月三十一日		八月三十一日	七月三十一日	七月三十一日

第百三十七条第一項	前条第一項	令第四十五条の三第一項において準用する前条第一項
	十月一日から翌年	翌年の二月一日から
第百三十七条第二項	前項	令第四十五条の三第一項において準用する前項
第百三十七条第三項	第一項	令第四十五条の三第一項において準用する第一項
第百三十七条第五項及び第六項	前項	令第四十五条の三第一項において準用する前項
第百三十七条第七項	第一項	令第四十五条の三第一項において準用する第一項
第百三十八条第一項	第百三十六条第一項	令第四十五条の三第一項において準用する第百三十六条第一項
第百三十八条第二項	前項	令第四十五条の三第一項において準用する前項
	これらの規定に関し必要な技術的読替えは、政令で定める	第百三十六条第四項から第六項までの規定中「第一項」とあるのは「令第

第百三十八条第三項	第一項	四十五条の三第一項において準用する第百三十八条第一項」と、「当該年度の初日の属する年の七月三十一日までに」とあるのは「特別徴収対象被保険者が被保険者資格を喪失した場合その他同項に規定する厚生労働省令で定める場合に該当するに至ったときは、速やかに」と読み替えるものとする
第百三十八条第四項	前項	令第四十五条の三第一項において準用する前項
第百四十条第一項	十月一日から翌年	翌年の二月一日
	第百三十六条第一項	令第四十五条の三第一項において準用する第百三十六条第一項
第百四十条第二項	前項	令第四十五条の三第一項において準用する前項
第百四十条第	前二項	令第四十五条の三第一項

三項		において準用する前二項
第百四十条第四項	第一項	令第四十五条の三第一項において準用する第一項
	前項	令第四十五条の三第一項において準用する前項
	第二項	令第四十五条の三第一項において準用する第二項

2　前項において準用する法第百四十条第三項の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

法の規定中読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句（前項において準用する法第百四十条第一項の規定による特別徴収に係る場合）	読み替える字句（前項において準用する法第百四十条第二項の規定による特別徴収に係る場合）
第百三十六条第一項	第百三十四条第一項の規定による通知が行われた場合において、前条第一項並びに第五項及び第六項（同条第	令第四十五条の三第一項において準用する第百四十条第一項の規定により特別徴収の方法によ	令第四十五条の三第一項において準用する第百四十条第二項の規定により特別徴収の方法によ

	第百三十六条第三項			
一項に係る部分に限る。）の規定により特別徴収の方法によって保険料を徴収しようとするとき	支払回数割保険料額	第一項		年の八月三十一
って保険料を徴収しようとする場合において	支払回数割保険料額に相当する額	令第四十五条の三第一項において準用する第一項		年の前年の八
って保険料を徴収しようとする場合において	支払回数割保険料額に相当する額（当該額によることが適当でないと認められる特別な事情がある場合においては、所得の状況その他の事情を勘案して市町村が定める額とする。以下同じ。）	令第四十五条の三第一項において準用する第一項		年の四月二十

	第百三十六条第四項及び第五項	第一項	年の七月三十一日まで	第百三十六条第六項	第一項
日まで	令第四十五条の三第一項において準用する第一項	年の前年の七月三十一日まで	令第四十五条の三第一項において準用する第一項	年の七月三十一日まで	前条第一項
月三十一日まで	令第四十五条の三第一項において準用する第一項	年の前年の七月三十一日まで	令第四十五条の三第一項において準用する第一項	年の前年の七月三十一日まで	令第四十五条の三第一項において準用する前条第一項
日まで	令第四十五条の三第一項において準用する第一項	年の四月二十日まで	令第四十五条の三第一項において準用する第一項	年の四月二十五日まで	令第四十五条の三第一項において準用する前条第一項

第百三十七条第一項	支払回数割保険料額	
	支払回数割保険料額に相当する額	
	支払回数割保険料額に相当する額	

	当該年の十月一日から翌年三月三十一日まで	当該年度の初日からその日の属する年の五月三十一日まで	当該年の六月一日から九月三十日まで	第百三十七条第二項	前項	令第四十五条の三第一項において準用する前項	令第四十五条の三第一項において準用する前項	支払回数割保険料額に相当する額
				第百三十七条第三項	第一項	令第四十五条の三第一項において準用する第一項	令第四十五条の三第一項において準用する第一項	支払回数割保険料額に相当する額
				第百三十七条第五項及び第六項	前項	令第四十五条の三第一項において準用する前項	令第四十五条の三第一項において準用する前項	支払回数割保険料額に相当する額
				第百三十七条第七項	第一項	令第四十五条の三第一項において準用する第一項	令第四十五条の三第一項において準用する第一項	支払回数割保険料額

第百三十八条第一項	第百三十六条第一項	令第四十五条の三第一項において準用する第百三十六条第一項	支払回数割保険料額に相当する額	令第四十五条の三第一項において準用する第百三十六条第一項
第百三十八条第二項	前項	令第四十五条の三第一項において準用する前項	支払回数割保険料額に相当する額	令第四十五条の三第一項において準用する第百三十六条第一項
第百三十八条第三項	第一項	令第四十五条の三第一項において準用する第一項	特別徴収対象保険料額	令第四十五条の三第一項において準用する第百四十条第一項の規定により特別徴収の方法によって徴収する保険料額
		令第四十五条の三第一項において準用する第一項	特別徴収対象保険料額	令第四十五条の三第一項において準用する第百四十条第二項の規定により特別徴収の方法によって徴収する保険料額

第百三十八条第四項及び第百三十九条第三項	前項	令第四十五条の三第一項において準用する前項
		令第四十五条の三第一項において準用する前項

第四十五条の四　法第百三十六条から第百三十九条まで（法第百三十六条第二項を除く。）の規定は、法第百三十四条第二項若しくは第三項の規定による通知が行われた場合（法第百三十五条第二項の規定により当該通知に係る第一号被保険者に対して課する当該年度の保険料の一部を特別徴収の方法によって徴収する場合を除く。）又は法第百三十四条第四項の規定による通知が行われた場合において、法第百三十五条第三項並びに第五項及び第六項（同条第三項に係る部分に限る。）の規定により特別徴収の方法によって保険料を徴収しようとするときに準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第百三十六条第一項	第百三十四条第一項	前条第一項
	第百三十四条第二項若しくは第三項の規定による通知が行われた場合（前条第二項の規定により当該通知に係る第一号被保険者に対して課する当該年度の保険料の一部を特別徴収の方法によって徴収する場合を除く。）又は第百三十四条第四項	前条第三項

		第百三十六条第三項		第百三十六条第四項及び第五項		第百三十六条第六項			第百三十七条
同条第一項	支払回数割保険料額	第一項	八月三十一日	第一項	七月三十一日	第一項	七月三十一日	前条第一項	
同条第三項	支払回数割保険料額の見込額（当該額によることが適当でないと認められる特別な事情がある場合においては、所得の状況その他の事情を勘案して市町村が定める額とする。以下同じ。）	介護保険法施行令（以下「令」という。）第四十五条の四において準用する第一項	翌年の二月二十日	令第四十五条の四において準用する第一項	翌年の二月二十日	令第四十五条の四において準用する第一項	翌年の二月二十五日	令第四十五条の四におい	

第一項			
	支払回数割保険料額		
	十月一日から翌年三月三十一日まで	四月一日から九月三十日まで	支払回数割保険料額の見込額
第百三十七条第二項	前項	令第四十五条の四において準用する前項	て準用する前条第一項
第百三十七条第三項	第一項	令第四十五条の四において準用する第一項	
第百三十七条第五項及び第六項	前項	令第四十五条の四において準用する前項	
第百三十七条第七項	第一項	令第四十五条の四において準用する第一項	
	支払回数割保険料額	支払回数割保険料額の見込額	
第百三十八条第一項	第百三十六条第一項	令第四十五条の四において準用する第百三十六条第一項	
	支払回数割保険料額	支払回数割保険料額の見込額	

第百三十八条第二項	前項	これらの規定に関し必要な技術的読替えは、政令で定める	第百三十六条第四項から第六項までの規定中「第一項」とあるのは「令第四十五条の四において準用する第百三十八条第一項」と、「当該年度の初日の属する年の七月三十一日までに」とあるのは「特別徴収対象被保険者が被保険者資格を喪失した場合その他同項に規定する厚生労働省令で定める場合に該当するに至ったときは、速やかに」と読み替えるものとする
第百三十八条第三項	第一項	特別徴収対象保険料額	令第四十五条の四において準用する第一項
第百三十八条第四項及び第	前項		令第四十五条の四において準用する前項

百三十九条第三項	

第四十五条の五　法第百三十六条から第百三十九条まで（法第百三十六条第二項を除く。）の規定は、法第百三十四条第五項の規定による通知が行われた場合において、法第百三十五条第三項並びに第五項及び第六項（同条第三項に係る部分に限る。）の規定により特別徴収の方法によって保険料を徴収しようとするときに準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第百三十六条第一項	第百三十四条第一項	前条第一項	同条第一項
	支払回数割保険料額		
第百三十六条第三項	第一項	介護保険法施行令（以下「令」という。）第四十	支払回数割保険料額の見込額（当該額によることが適当でないと認められる特別な事情がある場合においては、所得の状況その他の事情を勘案して市町村が定める額とする。以下同じ。）

第百三十四条第五項	前条第三項	同条第三項	

		八月三十一日	四月二十日	五条の五において準用する第一項	第百三十六条第四項及び第五項	第一項	七月三十一日	四月二十日	令第四十五条の五において準用する第一項		
第百三十六条第六項	第一項	七月三十一日	四月二十五日	令第四十五条の五において準用する第一項	第百三十七条第一項	前条第一項	支払回数割保険料額	十月一日から翌年三月三十一日まで	六月一日から九月三十日まで	支払回数割保険料額の見込額	令第四十五条の五において準用する前条第一項
第百三十七条第二項	前項	令第四十五条の五において準用する前項			第百三十七条第三項	第一項	令第四十五条の五において準用する第一項				

第百三十七条第五項及び第六項	前項	令第四十五条の五において準用する前項
第百三十七条第七項	第一項	令第四十五条の五において準用する第一項
	支払回数割保険料額	支払回数割保険料額の見込額
第百三十八条第一項	第百三十六条第一項	令第四十五条の五において準用する第百三十六条第一項
	支払回数割保険料額	支払回数割保険料額の見込額
第百三十八条第二項	前項	令第四十五条の五において準用する前項
	これらの規定に関し必要な技術的読替えは、政令で定める	第百三十六条第四項から第六項までの規定中「第一項」とあるのは「令第四十五条の五において準用する第百三十八条第一項」と、「当該年度の初日の属する年の七月三十一日までに」とあるのは「特別徴収対象被保険者が被保険者資格を喪失し

		第百三十八条第三項	
		第一項	た場合その他同項に規定する厚生労働省令で定める場合に該当するに至ったときは、速やかに」と読み替えるものとする
		特別徴収対象保険料額	令第四十五条の五において準用する第一項
第百三十八条第四項及び第百三十九条第三項		前項	第百三十五条第三項の規定により特別徴収の方法によって徴収する保険料額
			令第四十五条の五において準用する前項

第四十五条の六　法第百三十六条から第百三十九条まで（法第百三十六条第二項を除く。）の規定は、法第百三十四条第六項の規定による通知が行われた場合において、法第百三十五条第三項並びに第五項及び第六項（同条第三項に係る部分に限る。）の規定により特別徴収の方法によって保険料を徴収しようとするときに準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第百三十六条	第百三十四条第一項	第百三十四条第六項

第一項	前条第一項	支払回数割保険料額	支払回数割保険料額の見込額（当該額によることが適当でないと認められる特別な事情がある場合においては、所得の状況その他の事情を勘案して市町村が定める額とする。以下同じ。）				
	同条第一項		同条第三項				
第百三十六条第三項	第一項	八月三十一日	六月二十日	介護保険法施行令（以下「令」という。）第四十五条の六において準用する第一項			
第百三十六条第四項及び第五項	第一項	七月三十一日	六月二十日	令第四十五条の六において準用する第一項			
第百三十六条第六項	第一項	七月三十一日	六月二十五日	令第四十五条の六において準用する第一項			

第百三十七条第一項	前条第一項	支払回数割保険料額	令第四十五条の六において準用する前条第一項
		十月一日から翌年三月三十一日まで	八月一日から九月三十日まで
第百三十七条第二項	前項		令第四十五条の六において準用する前項
第百三十七条第三項	第一項		令第四十五条の六において準用する第一項
第百三十七条第五項及び第六項	前項		令第四十五条の六において準用する前項
第百三十七条第七項	第一項	支払回数割保険料額	令第四十五条の六において準用する第一項
第百三十八条第一項	第百三十六条第一項		令第四十五条の六において準用する第百三十六条第一項

	第百三十八条第二項			第百三十八条第三項
支払回数割保険料額	前項	これらの規定に関し必要な技術的読替えは、政令で定める	第一項	特別徴収対象保険料額
支払回数割保険料額の見込額	令第四十五条の六において準用する前項	第百三十六条第四項から第六項までの規定中「第一項」とあるのは「令第四十五条の六において準用する第百三十八条第一項」と、「当該年度の初日の属する年の七月三十一日までに」とあるのは「特別徴収対象被保険者が被保険者資格を喪失した場合その他同項に規定する厚生労働省令で定める場合に該当するに至ったときは、速やかに」と読み替えるものとする	令第四十五条の六において準用する第一項	第百三十五条第三項の規定により特別徴収の方法によって徴収する保険料額

第百三十八条第四項及び第百三十九条第三項	前項	令第四十五条の六において準用する前項
（保険料の収納の委託） 第四十五条の七　（略）		
（保険料の収納の委託） 第四十五条の二　（略）		

介護保険法施行規則の一部を改正する省令案新旧対照表

○　介護保険法施行規則（平成十一年厚生省令第三十六号）（抄）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
（法第六十九条の八第二項ただし書の規定により指定する研修の課程） 第百十三条の十九　都道府県知事は次の各号のいずれにも該当するものでなければ法第六十九条の八第二項ただし書の研修として指定してはならない。 一・二　（略）	（法第六十九条の八第二項ただし書の規定により指定する研修の課程） 第百十三条の十九　都道府県知事は次の各号のいずれかに該当するものでなければ法第六十九条の八第二項ただし書の研修として指定してはならない。 一・二　（略）
（年金保険者の市町村に対する通知の期日） 第百四十四条　法第百三十四条第一項の厚生労働省令で定める期日は、当該年度の初日の属する年の五月三十一日とする。 2　法第百三十四条第二項の厚生労働省令で定める期日は、社会保険庁長官及び法第百三十四条第七項に規定する社会保険庁長官の同意に係る年金保険者（以下「特定年金保険者」という。）については当該年度の初日の属する年の八月十日、地方公務員共済組合連合会については当該年度の初日の属する年の八月二十五日とする。 3　法第百三十四条第三項の厚生労働省令で定める期日は、社会保険庁長官及び特定年金保険者については当該年度の初日の属する年の十月十日、地方公務員共済組合連合会については当該年度の初日の属する年の十月二十五日とする。 4　法第百三十四条第四項の厚生労働省令で定める期日は、社会保険庁長官及び特定年金保険者については当該年度の初日の属する年の十二月十日、地方公務員共済組合連合会については当該年度の初日の属する年の十二月二十五日とする。	（年金保険者の市町村に対する通知の期日） 第百四十四条　法第百三十四条第一項の厚生労働省令で定める期日は、当該年度の初日の属する年の五月三十一日とする。

5　法第百三十四条第五項の厚生労働省令で定める期日は、社会保険庁長官及び特定年金保険者については当該年度の初日の属する年の翌年の二月十日、地方公務員共済組合連合会については当該年度の初日の属する年の翌年の二月二十五日とする。

6　法第百三十四条第六項の厚生労働省令で定める期日は、社会保険庁長官及び特定年金保険者については当該年度の初日の属する年の翌年の四月十日、地方公務員共済組合連合会については当該年度の初日の属する年の翌年の四月二十五日とする。

（年金額の見込額の算定方法）

第百四十四条の二　法第百三十四条第二項から第六項までに規定する年金額の見込額は、それぞれ次の各号に掲げるとおりとする。

一　法第百三十四条第二項に規定する年金額の見込額　当該年の八月一日から翌年の五月三十一日までの間に支払を受けるべき老齢等年金給付（法第百三十一条に規定する老齢等年金給付をいう。以下同じ。）の総額を十で除した額に十二を乗じて得られた額

二　法第百三十四条第三項に規定する年金額の見込額　当該年の十月一日から翌年の五月三十一日までの間に支払を受けるべき老齢等年金給付の総額を八で除した額に十二を乗じて得られた額

三　法第百三十四条第四項に規定する年金額の見込額　当該年の十二月一日から翌年の五月三十一日までの間に支払を受けるべき老齢等年金給付の総額を六で除した額に十二を乗じて得られた額

四　法第百三十四条第五項に規定する年金額の見込額　当該年の翌年の二月一日から五月三十一日までの間に支払を受けるべき老齢等年金給付の総額を四で除した額に十二を乗じて得られた額

五　法第百三十四条第六項に規定する年金額の見込額　当該年の

翌年の四月一日から五月三十一日までの間に支払を受けるべき老齢等年金給付の総額を二で除した額に十二を乗じて得られた額

2　前項各号の年金額の見込額に一円未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た額を年金額の見込額とする。

（年金保険者の市町村に対する通知事項）

第百四十五条　法第百三十四条第一項から第六項までの厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

一　法第百三十四条第一項から第六項までの規定による通知に係る者（以下「通知対象者」という。）の性別及び生年月日

二　通知対象者が支払を受けている老齢等年金給付の種類及びその支払を行う年金保険者の名称

2　社会保険庁長官、特定年金保険者及び地方公務員共済組合連合会に係る前項第二号に掲げる事項については、同項の規定にかかわらず、通知対象者について特別徴収対象年金給付（法第百三十五条第六項に規定する特別徴収対象年金給付をいう。）が二以上ある場合においては、令第四十二条に規定する順位に従い、先順位の特別徴収対象年金給付に係る事項のみについて法第百三十四条第一項から第九項までに規定する通知又は経由を行うこととすることができる。

（保険料の一部を特別徴収する場合）

第百四十七条　法第百三十五条第一項の厚生労働省令で定める場合は、次のとおりとする。

（年金保険者の市町村に対する通知事項）

第百四十五条　法第百三十四条第一項の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

一　法第百三十四条第一項の規定による通知に係る者（以下「通知対象者」という。）の性別及び生年月日

二　通知対象者が支払を受けている老齢等年金給付（法第百三十一条に規定する老齢等年金給付をいう。以下同じ。）の種類及びその支払を行う年金保険者の名称

2　社会保険庁長官、法第百三十四条第二項に規定する社会保険庁長官の同意に係る年金保険者及び地方公務員共済組合連合会に係る前項第二号に掲げる事項については、同項の規定にかかわらず、通知対象者について特別徴収対象年金給付（法第百三十五条第三項に規定する特別徴収対象年金給付をいう。）が二以上ある場合においては、これらの特別徴収対象年金給付に国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）による老齢基礎年金（以下「老齢基礎年金」という。）が含まれるときは当該老齢基礎年金に係る事項のみについて、老齢基礎年金が含まれないときは令第四十二条に規定する順位に従い、先順位の特別徴収対象年金給付に係る事項のみについて法第百三十四条第一項から第四項までに規定する通知又は経由を行うこととすることができる。

（保険料の一部を特別徴収する場合）

第百四十七条　法第百三十五条第一項の厚生労働省令で定める場合は、次のとおりとする。

一　当該年度に当該特別徴収対象被保険者（法第百三十五条第五項に規定する特別徴収対象被保険者をいう。以下同じ。）について仮徴収（法第百四十条第一項又は第二項の規定に基づく特別徴収をいう。以下同じ。）が行われていないとき。

二　（略）

三　当該特別徴収対象被保険者に係る当該年度分の保険料額について法第百三十六条第一項（令第四十五条の二から第四十五条の六までにおいて準用する場合を含む。）の規定による通知が行われた後の当該年度中に増額された場合であって、当該特別徴収対象被保険者について引き続き特別徴収の方法により保険料の一部を徴収することについて市町村が適当と認めたとき

四　（略）

（市町村の特別徴収の通知）

第百四十八条　法第百三十六条第一項（令第四十五条の二から第四十五条の六までにおいて準用する場合を含む。）の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

一　（略）

二　特別徴収対象年金給付の種類及び特別徴収義務者（法第百三十五条第五項に規定する特別徴収義務者をいう。以下同じ。）の名称

（支払回数割保険料額の算定方法）

第百四十九条　法第百三十六条第二項（令第四十五条の二第一項及び第四十五条の三第一項において準用する場合を含む。）に規定する支払回数割保険料額について同項の規定により得た額に百円未満の端数がある場合、又はその額すべてが百円未満である場合は、その端数金額又はその金額はすべて当該年度の十月一日以降最初に支払われる特別徴収対象年金給付に係る支払回数割保険料額に合算するものとする。

一　当該年度に当該特別徴収対象被保険者（法第百三十五条第二項に規定する特別徴収対象被保険者をいう。以下同じ。）について仮徴収（法第百四十条第一項又は第二項の規定に基づく特別徴収をいう。以下同じ。）が行われていないとき。

二　（略）

三　当該特別徴収対象被保険者に係る当該年度分の保険料額について法第百三十六条第一項の規定による通知が行われた後の当該年度中に増額された場合であって、当該特別徴収対象被保険者について引き続き特別徴収の方法により保険料の一部を徴収することについて市町村が適当と認めたとき。

四　（略）

（市町村の特別徴収の通知）

第百四十八条　法第百三十六条第一項の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

一　（略）

二　特別徴収対象年金給付の種類及び特別徴収義務者（法第百三十五条第二項に規定する特別徴収義務者をいう。以下同じ。）の名称

（支払回数割保険料額の算定方法）

第百四十九条　法第百三十六条第二項に規定する支払回数割保険料額について同項の規定により得た額に百円未満の端数がある場合、又はその額すべてが百円未満である場合は、その端数金額又はその金額はすべて当該年度の十月一日以降最初に支払われる特別徴収対象年金給付に係る支払回数割保険料額に合算するものとする。

（支払回数割保険料額の見込額の算定方法）

第百四十九条の二　法第百三十五条第四項に規定する厚生労働省令で定めるところにより算定した額については、次のとおりとする。

一　法第百三十四条第二項若しくは第三項の規定による通知（法第百三十五条第二項の規定により当該通知に係る第一号被保険者に対して課する当該年度の保険料の一部を特別徴収する場合を除く。）又は第四項の規定による通知が行われた場合において、法第百三十五条第三項の規定により特別徴収を行うとき　当該年度の保険料額を十二（ただし、十二とすることが適当でないと認められる市町村においては、一以上十二以下の範囲内において市町村が定める数とする。）で除して得られた額に六を乗じて得た額

二　法第百三十四条第五項の規定による通知が行われた場合において、法第百三十五条第三項の規定により特別徴収を行うとき　当該年度の保険料額を十二（ただし、十二とすることが適当でないと認められる市町村においては、一以上十二以下の範囲内において市町村が定める数とする。）で除して得られた額に四を乗じて得た額

三　法第百三十四条第六項の規定による通知が行われた場合において、法第百三十五条第三項の規定により特別徴収を行うとき　当該年度の保険料額を十二（ただし、十二とすることが適当でないと認められる市町村においては、一以上十二以下の範囲内において市町村が定める数とする。）で除して得られた額に二を乗じて得た額

2　前項各号において算出される額に一円未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た額を算出額とする。

（支払回数割保険料額等の納入方法）

（支払回数割保険料額の納入方法）

第百五十条　特別徴収義務者は、法第百三十七条第一項（令第四十五条の二から第四十五条の六までにおいて準用する場合を含む。）の規定により市町村に支払回数割保険料額又は支払回数割保険料額の見込額を納入するに当たっては、市町村があらかじめ指定して当該特別徴収義務者に通知した銀行その他の金融機関に払い込むものとする。

第百五十二条　法第百三十七条第五項（令第四十五条の二から第四十五条の六までにおいて準用する場合を含む。）に規定する通知は、できる限り速やかに行うものとする。

2　法第百三十七条第五項（令第四十五条の二から第四十五条の六までにおいて準用する場合を含む。）の厚生労働省令で定める者は、前条に規定する場合に係る特別徴収対象被保険者とする。

（特別徴収義務者の特別徴収対象被保険者に対する通知）

第百五十三条　法第百三十七条第七項の規定による通知は、当該年度の十月一日以降最初に特別徴収対象年金給付を支払う日までに行うものとする。

2　令第四十五条の二において準用する法第百三十七条第七項の規定による通知は、当該年度の十二月一日以降最初に特別徴収対象年金給付を支払う日までに行うものとする。

3　令第四十五条の三において準用する法第百三十七条第七項の規定による通知は、当該年度の翌年の二月一日以降最初に特別徴収対象年金給付を支払う日までに行うものとする。

4　令第四十五条の四において準用する法第百三十七条第七項の規定による通知は、当該年度の翌年の四月一日以降最初に特別徴収対象年金給付を支払う日までに行うものとする。

5　令第四十五条の五において準用する法第百三十七条第七項の規定による通知は、当該年度の六月一日以降最初に特別徴収対象年金給付を支払う日までに行うものとする。

第百五十条　特別徴収義務者は、法第百三十七条第一項の規定により市町村に支払回数割保険料額を納入するに当たっては、市町村があらかじめ指定して当該特別徴収義務者に通知した銀行その他の金融機関に払い込むものとする。

第百五十二条　法第百三十七条第五項に規定する通知は、できる限り速やかに行うものとする。

2　法第百三十七条第五項の厚生労働省令で定める者は、前条に規定する場合に係る特別徴収対象被保険者とする。

（特別徴収義務者の特別徴収対象被保険者に対する通知）

第百五十三条　法第百三十七条第七項の規定による通知は、当該年度の十月一日以降最初に特別徴収対象年金給付を支払う日までに行うものとする。

6　令第四十五条の六において準用する法第百三十七条第七項の規定による通知は、当該年度の八月一日以降最初に特別徴収対象年金給付を支払う日までに行うものとする。

（市町村が特別徴収義務者等に対する通知を行う事由等）

第百五十四条　法第百三十八条第一項（令第四十五条の二から第四十五条の六までにおいて準用する場合を含む。）の厚生労働省令で定める場合は、次のとおりとする。

一　当該特別徴収対象被保険者に係る当該年度分の保険料額が、法第百三十六条第一項（令第四十五条の二及び第四十五条の三において準用する場合を含む。）の規定による通知が行われた後の当該年度中に減額されたとき。

二　当該特別徴収対象被保険者に係る当該年度分の保険料額が、法第百三十六条第一項（令第四十五条の二及び第四十五条の三において準用する場合を含む。）の規定による通知が行われた後の当該年度中に増額された場合であって、市町村が当該特別徴収対象被保険者について同条第二項に規定する特別徴収対象保険料額から既に特別徴収の方法により徴収された額を控除した額の全部について普通徴収の方法により徴収することが適当と認めたとき。

三　前二号の規定は、令第四十五条の四から第四十五条の六までにおいて法第百三十六条第一項を準用する場合に準用する。この場合、前二号中「当該年度分」とあるのは「当該年度の翌年度分」と、「当該年度中」とあるのは「当該年度の翌年度中」と読み替えるものとする。

四　（略）

第百五十五条　法第百三十八条第一項（令第四十五条の二から第四十五条の六までにおいて準用する場合を含む。）の規定による通知は、次に掲げる事項について行うものとする。

（市町村が特別徴収義務者等に対する通知を行う事由等）

第百五十四条　法第百三十八条第一項の厚生労働省令で定める場合は、次のとおりとする。

一　当該特別徴収対象被保険者に係る当該年度分の保険料額が、法第百三十六条第一項の規定による通知が行われた後の当該年中に減額されたとき。

二　当該特別徴収対象被保険者に係る当該年度分の保険料額が、法第百三十六条第一項の規定による通知が行われた後の当該年度中に増額された場合であって、市町村が当該特別徴収対象被保険者について同条第二項に規定する特別徴収対象保険料額から既に特別徴収の方法により徴収された額を控除した額の全部について普通徴収の方法により徴収することが適当と認めたとき。

三　（略）

第百五十五条　法第百三十八条第一項の規定による通知は、次に掲げる事項について行うものとする。

一～三　（略）

（特別徴収対象被保険者が死亡したことにより生じた過誤納額のうち被保険者に還付しない額の算定方法等）

第百五十六条　市町村は、法第百三十九条第二項（令第四十五条の四から第四十五条の六までにおいて準用する場合を含む。）の規定により第一号被保険者の死亡により生じた過納又は誤納に係る保険料額を当該者に還付するに当たっては、当該者が死亡した日の属する月の翌々月以降に特別徴収の方法により徴収され、市町村に納入された支払回数割保険料額又は支払回数割保険料額の見込額がある場合には、当該額を控除するものとする。

２　（略）

第百五十七条　市町村は、法第百三十九条第三項（令第四十五条の四から第四十五条の六までにおいて準用する場合を含む。）の規定により過誤納額（同条第二項に規定する過誤納額をいう。以下同じ。）を当該第一号被保険者の未納に係る保険料その他法の規定による徴収金（以下「未納保険料等」という。）に充当しようとするときは、当該過誤納額に係る第一号被保険者に対して、あらかじめ、次に掲げる事項を通知するものとする。

一～三　（略）

（仮徴収額の徴収方法等）

第百五十八条　法第百四十条第一項及び第二項（令第四十五条の二第一項及び第四十五条の三第一項において準用する場合を含む。）に規定する支払回数割保険料額に相当する額は、当該年度の前年度の最後に行われた特別徴収対象年金給付の支払に係る支払回数割保険料額とする。

２　市町村は、法第百四十条第二項（令第四十五条の二第一項及び第四十五条の三第一項において準用する場合を含む。）に規定す

一～三　（略）

（特別徴収対象被保険者が死亡したことにより生じた過誤納額のうち被保険者に還付しない額の算定方法等）

第百五十六条　市町村は、法第百三十九条第二項の規定により第一号被保険者の死亡により生じた過納又は誤納に係る保険料額を当該者に還付するに当たっては、当該者が死亡した日の属する月の翌々月以降に特別徴収の方法により徴収され、市町村に納入された支払回数割保険料額がある場合には、当該額を控除するものとする。

２　（略）

第百五十七条　市町村は、法第百三十九条第三項の規定により過誤納額（同条第二項に規定する過誤納額をいう。以下同じ。）を当該第一号被保険者の未納に係る保険料その他法の規定による徴収金（以下「未納保険料等」という。）に充当しようとするときは、当該過誤納額に係る第一号被保険者に対して、あらかじめ、次に掲げる事項を通知するものとする。

一～三　（略）

（仮徴収額の徴収方法等）

第百五十八条　法第百四十条第一項及び第二項に規定する支払回数割保険料額に相当する額は、当該年度の前年度の最後に行われた特別徴収対象年金給付の支払に係る支払回数割保険料額とする。

２　市町村は、法第百四十条第二項に規定する第一号被保険者について同項に規定する年の八月一日から九月三十日までの間におい

る第一号被保険者について同項に規定する年の八月一日から九月三十日までの間において同項の規定により特別徴収の方法により徴収する場合であって、当該徴収を行う額を同項に規定する支払回数割保険料額に相当する額（以下「一般仮徴収額」という。）又は同項に規定する市町村が定める額（以下「市町村決定額」という。）とすることが適当でないと認める特別の事情があるときは、一般仮徴収額又は市町村決定額に代えて、所得の状況その他の事情を勘案して市町村が定める額（以下「八月の変更仮徴収額」という。）を同項に規定する支払に係る保険料額とすることができる。

3　前項の場合において、市町村は、当該年度の六月二十日（地方公務員共済組合連合会については六月二十五日）までに、次に掲げる事項を特別徴収義務者に通知しなければならない。この場合において、特別徴収義務者に対する通知に係る手続（期日に関する部分を除く。）は、法第百三十六条第三項から第六項まで（令第四十五条の二第一項及び第四十五条の三第一項において準用する場合を含む。）の規定の例による。

一～三　（略）

4　第百四十八条、第百五十条から第百五十三条まで、第百五十四条第三号及び第百五十五条から前条までの規定は、仮徴収について準用する。この場合において、第百五十一条中「支払回数割保険料額」とあるのは「法第百四十条第一項又は第二項（令第四十五条の二第一項及び第四十五条の三第一項において準用する場合を含む。）に規定する支払に係る保険料額」と、第百五十三条第一項中「当該年度の十月一日以降最初に特別徴収対象年金給付を支払う日」とあるのは「第百五十八条第二項に規定する市町村決定額又は八月の変更仮徴収額を法第百四十条第二項（令第四十五条の二第一項及び第四十五条の三第一項において準用する場合を含む。）に規定する支払に係る保険料額とした場合において、当該額の徴収に係る特別徴収対象年金給付の支払を行う日」と読み

て同項の規定により特別徴収の方法により徴収する場合であって、当該徴収を行う額を同項に規定する支払回数割保険料額に相当する額（以下「一般仮徴収額」という。）又は同項に規定する市町村が定める額（以下「市町村決定額」という。）とすることが適当でないと認める特別の事情があるときは、一般仮徴収額又は市町村決定額に代えて、所得の状況その他の事情を勘案して市町村が定める額（以下「八月の変更仮徴収額」という。）を同項に規定する支払に係る保険料額とすることができる。

3　前項の場合において、市町村は、当該年度の六月三十日までに、次に掲げる事項を特別徴収義務者及び特別徴収対象被保険者に通知しなければならない。この場合において、特別徴収義務者に対する通知に係る手続（期日に関する部分を除く。）は、法第百三十六条第三項から第六項までの規定の例による。

一～三　（略）

4　第百四十八条、第百五十条から第百五十三条まで、第百五十四条第三号及び第百五十五条から前条までの規定は、仮徴収について準用する。この場合において、第百五十一条中「支払回数割保険料額」とあるのは「法第百四十条第一項又は第二項に規定する支払に係る保険料額」と、第百五十三条中「当該年度の十月一日以降最初に特別徴収対象年金給付を支払う日」とあるのは「第百五十八条第二項に規定する市町村決定額又は八月の変更仮徴収額を法第百四十条第二項に規定する支払に係る保険料額とした場合において、当該額の徴収に係る特別徴収対象年金給付の支払を行う日」と読み替えるものとする。

替えるものとする。

（支払回数割保険料額の見込額の徴収方法等）

第百五十八条の二　市町村は、法第百三十四条第二項若しくは第三項の規定による通知が行われた場合（法第百三十五条第二項の規定により当該通知に係る第一号被保険者に対して課する当該年度の保険料の一部を特別徴収する場合を除く。）又は法第百三十四条第四項の規定による通知が行われた場合において、法第百三十五条第三項の規定によって特別徴収を行うときに、同項に規定する第一号被保険者について当該通知を行った年の翌年の六月一日から九月三十日までの間に、当該徴収を行う額を同項に規定する支払回数割保険料額の見込額とすることが適当でないと認める特別の事情があるときは、支払回数割保険料額の見込額に代えて、所得の状況その他の事情を勘案して市町村が定める額（以下「六月に変更する支払回数割保険料額の見込額」という。）を同項に規定する支払に係る保険料額とすることができる。

2　前項の場合において、市町村は、当該通知を行った年の翌年の四月二十日（地方公務員共済組合連合会については四月二十五日）までに、次に掲げる事項を特別徴収義務者に通知しなければならない。この場合において、特別徴収義務者に対する通知に係る手続（期日に関する部分を除く。）については、法第百三十六条第三項から第六項までの規定の例による。

一　特別徴収対象被保険者の氏名、性別、生年月日及び住所

二　仮徴収に係る額を変更する旨及び六月に変更する支払回数割保険料額の見込額

三　特別徴収対象年金給付の種類及び特別徴収義務者の名称

3　第百四十八条、第百五十条から第百五十三条まで、第百五十四条第三号及び第百五十五条から前条までの規定は、前二項について準用する。この場合において、第百五十一条中「支払回数割保険料額」とあるのは「支払回数割保険料額の見込額」と、第百五

十三条第一項中「当該年度の十月一日以降最初に特別徴収対象年金給付を支払う日」とあるのは「第百五十八条の二第一項に規定する六月に変更する支払回数割保険料額の見込額を法第百三十五条第三項に規定する支払に係る保険料額とした場合において、当該額の徴収に係る特別徴収対象年金給付の支払を行う日」と読み替えるものとする。

第百五十八条の三　市町村は、法第百三十四条第二項若しくは第三項の規定による通知が行われた場合（法第百三十五条第二項の規定により当該通知に係る第一号被保険者に対して課する当該年度の保険料の一部を特別徴収する場合を除く。）又は法第百三十四条第四項及び第五項の規定による通知が行われた場合において、法第百三十五条第三項の規定によって特別徴収を行うときに、同項に規定する第一号被保険者について当該通知を行った年の翌年の八月一日から九月三十日までの間に、当該徴収を行う額を支払回数割保険料額の見込額又は市町村決定額とすることが適当でないと認める特別の事情があるときは、支払回数割保険料額の見込額又は市町村決定額に代えて、所得の状況その他の事情を勘案して市町村が定める額（以下「八月に変更する支払回数割保険料額の見込額」という。）を同項に規定する支払に係る保険料額とすることができる。

2　前項の場合において、市町村は、当該通知を行った年の翌年の六月二十日（地方公務員共済組合連合会については六月二十五日）までに、次に掲げる事項を特別徴収義務者に通知しなければならない。この場合において、特別徴収義務者に対する通知に係る手続（期日に関する部分を除く。）については、法第百三十六条第三項から第六項までの規定の例による。

一　特別徴収対象被保険者の氏名、性別、生年月日及び住所

二　仮徴収に係る額を変更する旨及び八月に変更する支払回数割保険料額の見込額

三　特別徴収対象年金給付の種類及び特別徴収義務者の名称

3　第百四十八条、第百五十条から第百五十三条まで、第百五十四条第三号及び第百五十五条から前条までの規定は、前二項について準用する。この場合において、第百五十一条中「支払回数割保険料額」とあるのは「支払回数割保険料額の見込額」と、第百五十三条第一項中「当該年度の十月一日以降最初に特別徴収対象年金給付を支払う日」とあるのは「第百五十八条第二項に規定する市町村決定額又は第百五十八条の三第一項に規定する八月に変更する支払回数割保険料額の見込額を法第百三十五条第三項に規定する支払に係る保険料額とした場合において、当該額の徴収に係る特別徴収対象年金給付の支払を行う日」と読み替えるものとする。

（施行法第十一条第一項に規定する厚生労働省令で定めるもの等）

第百七十条　施行法第十一条第一項の指定障害者支援施設に入所している者又は障害者支援施設に入所している者のうち厚生労働省令で定めるものは、障害者自立支援法第十九条第一項の規定による支給決定（同法第五条第六項に規定する生活介護（以下この条において「生活介護」という。）及び同法第五条第十一項に規定する施設入所支援（次項において「施設入所支援」という。）に係るものに限る。）を受けて同法第二十九条第一項に規定する指定障害者支援施設（次項において「指定障害者支援施設」という。）に入所している身体障害者及び身体障害者福祉法第十八条第二項の規定により障害者自立支援法第五条第十二項に規定する障害者支援施設（生活介護を行うものに限る。次項において「障害者支援施設」という。）に入所している身体障害者とする。

2　施行法第十一条第一項の特別の理由がある者で厚生労働省令で定めるものは、次に掲げる施設に入所し、又は入院している者とする。

（施行法第十一条第一項に規定する厚生労働省令で定める者）

第百七十条　施行法第十一条第一項の厚生労働省令で定める者は、次に掲げる施設に入所又は入院しているものとすること。

一　（略）
二　児童福祉法第七条第六項の厚生労働大臣が指定する医療機関（当該指定に係る治療等を行う病床に限る。）
三～六　（略）
七　障害者支援施設（知的障害者福祉法第十六条第一項第二号の規定により入所している知的障害者に係るものに限る。）
八　指定障害者支援施設（障害者自立支援法第十九条第一項の規定による支給決定（生活介護及び施設入所支援に係るものに限る。）を受けて入所している知的障害者及び精神障害者に係るものに限る。）
九　障害者自立支援法第二十九条第一項の指定障害福祉サービス事業者であって、障害者自立支援法施行規則第二条の三に規定する施設（同法第五条第五項に規定する療養介護を行う場合に限る。）

一　（略）
二　児童福祉法第二十七条第二項の厚生労働大臣が指定する医療機関（当該指定に係る治療等を行う病床に限る。）
三～六　（略）
七　障害者自立支援法第五十四条第二項の都道府県知事が指定する医療機関（当該指定に係る治療等を行うために入院している者に限る。）